

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

令和5年10月から6年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは5件 569,952 円である。これに繰越し分6件 13,043,678 円を加えて、処理を要するものは11件 13,613,630 円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは5件 566,862 円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処 理 し た も の	
		件	千円	件	千円
裁	判	2	2	2	2
法	務	6	330	2	309
外	務	3	13,281	1	255
	計	11	13,613	5	566

処理したものは、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなどである。

第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

令和5年10月から6年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受領したものは5,330件 3,069,256,164円である。これに繰越し分75件 106,130,197円を加えて、処理を要するものは5,405件 3,175,386,361円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは5,338件 3,010,964,148円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処 理 し た も の	
		件	千円	件	千円
国	会	30	13,049	30	13,049
裁	所	84	10,345	82	10,341
会	計 検 査 院	2	97	2	97
内	閣	6	926,099	6	926,099
内	閣 府	935	299,162	934	299,159
デ	ジ タ ル 庁	35	2,585	35	2,585
総	務 省	11	1,207	11	1,207
法	務 省	493	66,428	485	65,270
外	務 省	184	37,329	184	37,329
財	務 省	945	115,981	945	115,981
文	部 科 学 省	111	91,037	111	91,037
厚	生 労 働 省	455	93,324	454	93,062
農	林 水 産 省	266	130,996	261	130,243
経	済 産 業 省	138	417	137	417
国	土 交 通 省	475	165,536	459	151,312
環	境 省	30	18,927	30	18,927
防	衛 省	1,205	1,202,859	1,172	1,054,841
計		5,405	3,175,386	5,338	3,010,964

処理したもののうち内閣及び防衛省の金額が多いのは、主として、次のことによる。

- ① 内閣において、飛行中の小型ロケットに搭載されていた高額な物品である情報収集衛星の損傷があったこと
- ② 防衛省において、試験中に高額な物品である魚雷の亡失があったこと

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 4,173件 2,620,039,164円
- ② 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど 1,165件 390,924,984円